

# 由利小学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、「いじめは、どの児童にも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、家庭・地域、その他関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見及び適切な対処等に積極的に取り組む。

(「由利本荘市いじめ防止基本方針」より)

[ぬくもり委員会]

校長、教頭、教務、生徒指導主事（ぬくもり推進部主任）、養護教諭、該当担任（必要に応じて、PTA三役、スクールカウンセラー等を加えて協議）

[いじめの防止]

- ・児童理解の徹底と居心地のよい学級づくり（居場所づくり・絆づくり）
- ・期別の子どもアンケートの実施による児童理解
- ・「子どもを語る会」による情報交換と校内研修の充実
- ・生徒指導の三機能を生かした一人一人が活躍する場や他者から認められる場のある授業づくり
- ・全教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実
- ・将来に対する夢や憧れをもつことができるようなキャリア教育の充実
- ・主体的・創造的な活動の充実による好ましい人間関係の形成（児童会活動、縦割りなかよし活動等）
- ・豊かな読書活動の推進（朝読書、読み聞かせ、親子読書、並行読書等）
- ・情報モラル教育の充実

[早期発見]

- ・TT等を活用した複数教員や共感的な日常のふれあいを通じた的確な観察
- ・全職員による積極的な認知のための情報共有
- ・児童と保護者対象の定期的なアンケート調査の実施と即時対応
- ・相談窓口の設置と迅速な教育相談の実施
- ・家庭との連携の強化（学級通信、学級懇談、連絡帳、教育相談等）

[いじめに対する措置]

- ・ぬくもり委員会を中心に対応を協議し、組織的・計画的に取り組む
- ・いじめ被害児童又はその保護者への支援及び加害児童とその保護者への対応
- ・速やかな情報収集とその共有（事案に関連するアンケート調査の確認と再調査等）
- ・関係諸機関への迅速な報告と協力依頼
- ・児童、保護者への働きかけ等の具体的方策の検討

[保護者や地域との連携]

- ・PTA（三役、学級役員、校指部等）
  - ・学校運営協議会
  - ・放課後子ども教室（キピー）
  - ・子ども見守り隊
  - ・各町内の民生委員
  - ・各種スポーツ少年団
- 上記の組織等と定期的に協議する機会を設け、情報収集に当たる。

[関係諸機関との連携]

- ・青少年育成会議等を活用して、平素から情報の共有を図る。
- ・警察や児童相談所等との適切な連携を図る。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携を図って、学校以外の相談窓口を準備する。

令和2年4月1日改訂